

関税割当公表 新旧対照表

【令和6年12月13日付け6輸国第3105号 関税割当公表第CSQ-JP4号及びTRQ-JP1】

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1～第8 (略)	第1～第8 (略)
第9 関税割当証明書の交付及び割当結果の通知	第9 関税割当証明書の交付及び割当結果の通知
1 第4の1の(1)の割当て (略)	1 <u>(1)</u> 第4の1の(1)の割当て (略)
2 第4の1の(2)及び(3)の割当て	1 <u>(2)</u> 第4の1の(2)及び(3)の割当て
3 関税割当証明書の郵送等による交付 関税割当証明書の交付は、 <u>1又は2</u> の発給の日（第4の1の(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。	2 関税割当証明書の郵送等による交付 関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。
第10～第13 (略)	第10～第13 (略)
第14 その他	第14 その他
1～6 (略)	1～6 (略)
7 <u>抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社（グループ企業会社、取引先企業等をいう。以下、同じ。）を使った申請を行ってはならない。例えば、「関税割当品目の使用、販売若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）に対し依頼することにより関税割当申請を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申請に該当する。</u>	7 <u>抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行ってはならない。例えば、「関税割当品目の使用、販売若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）に対し依頼することにより関税割当申請を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申請に該当する。</u>
8 <u>抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行っている事実を確認した場合には、以下の対応を行う。</u>	8 <u>抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行っている事実を確認した場合には、以下の対応を行う。</u>
(1) <u>割当前に当該事実を確認した場合</u> <u>当該事実を確認したすべての関税割当申請を無効とするとともに、当該事実を確認された者に対し、当該年度及び翌年度において関税割当証明書の交付を行わない。</u>	(1) <u>割当前に当該事実を確認した場合</u> <u>当該事実を確認したすべての関税割当申請を無効とするとともに、当該事実を確認された者に対し、当該年度及び翌年度において関税割当証明書の交付を行わない。</u>
(2) <u>割当後に当該事実を確認した場合</u>	(2) <u>割当後に当該事実を確認した場合</u>

改正後	改正前
<p>当該事実を確認された者のうち割当を受けていた者は、第13に規定する違反事項等該当者として扱う。当該事実を確認された者のうち割当てを受けていない者に対しては、当該事実を確認した日から当該事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、関税割当証明書の交付を行わない。</p> <p>(3) 抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行うことを依頼した者についても、(1)及び(2)と同様の対応とする。</p> <p>9 (略) (削る)</p>	<p>7 (略) 8 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。</p>

附 則

この通知は、令和8年度の関税割当てから適用する。